

第43号議案

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年10月25日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

- 一 公の施設 長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字喜峯ヶ丘十九番一
文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園
- 二 指定管理者 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢十番地八
軽井沢フード株式会社
- 三 指定の期間 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。